

目 次

	頁
第4期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【対処すべき課題】	23
4 【経営上の重要な契約等】	23
5 【研究開発活動】	23
第3 【設備の状況】	24
1 【主要な設備の状況】	24
2 【設備の新設、除却等の計画】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【株価の推移】	29
3 【役員の状況】	30
第5 【経理の状況】	31
1 【中間連結財務諸表等】	32
2 【中間財務諸表等】	75
第6 【提出会社の参考情報】	97
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	98
中間監査報告書	
前中間連結会計期間	99
当中間連結会計期間	101
前中間会計期間	103
当中間会計期間	105

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成15年12月25日

【中間会計期間】 第4期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

【会社名】 株式会社近畿大阪銀行

【英訳名】 The Kinki Osaka Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 水田 廣行

【本店の所在の場所】 大阪市中央区城見一丁目4番27号

【電話番号】 大阪(06)6945-2121(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長 田中 孝憲

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区城見一丁目4番27号

【電話番号】 大阪(06)6945-2121(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長 田中 孝憲

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成13年度 中間連結 会計期間	平成14年度 中間連結 会計期間	平成15年度 中間連結 会計期間	平成13年度	平成14年度
		(自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日)	(自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日)	(自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)
連結経常収益	百万円	59,239	77,901	78,225	117,450	133,658
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	2,029	19,433	206,162	26,967	63,114
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	2,086	18,804	293,444		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				24,817	65,503
連結純資産額	百万円	139,241	96,739	216,690	110,026	74,861
連結総資産額	百万円	4,453,390	4,156,949	3,714,742	4,391,557	4,113,130
1株当たり純資産額	円	83.89	38.89	206.30	52.96	5.26
1株当たり中間純利益 (は1株当たり中間 純損失)	円	2.20	19.90	218.79		
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期 純損失)	円				26.27	69.35
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円					
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.25	7.24	10.96	7.27	6.13
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	129,417	61,975	90,342	174,166	135,390
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	159,093	34,658	149,843	152,299	85,698
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	33,947	3,000		32,941	16,834
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	107,002	127,315	364,978		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				157,594	124,778
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,080 [1,945]	3,675 [1,878]	3,173 [1,667]	3,808 [1,995]	3,363 [1,765]

- (注) 1 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 平成13年度以前の1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
- 3 平成13年度以前の1株当たり当期純利益(又は当期純損失)及び1株当たり中間純利益(又は中間純損失)は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)、連結中間純利益(又は連結中間純損失)から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
- 4 平成14年度中間連結会計期間から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益(又は中間(当期)純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 5 平成13年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、また、平成13年度以降の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については純損失が計上されているので記載しておりません。
- 6 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
決算年月		平成13年9月	平成14年9月	平成15年9月	平成14年3月	平成15年3月
経常収益	百万円	58,989	77,157	61,716	117,185	132,157
経常利益 (は経常損失)	百万円	2,282	29,211	218,547	23,672	59,185
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	2,325	28,578	305,079		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				21,524	60,597
資本金	百万円	111,539	111,539	73,105	111,539	111,539
発行済株式総数	千株	普通株式 944,504 第一回優先株式 120,000	普通株式 944,504 第一回優先株式 120,000	普通株式 1,341,196 第一回優先株式 120,000	普通株式 944,504 第一回優先株式 120,000	普通株式 944,504 第一回優先株式 120,000
純資産額	百万円	139,793	90,383	220,056	113,445	83,199
総資産額	百万円	4,454,197	4,140,783	3,660,210	4,391,961	4,063,684
預金残高	百万円	4,052,643	3,740,693	3,637,242	3,812,273	3,778,701
貸出金残高	百万円	3,147,684	2,955,968	2,670,843	3,101,019	3,000,969
有価証券残高	百万円	875,570	833,231	645,876	851,860	790,925
1株当たり中間配当額	円	普通株式 第一回優先株式	普通株式 第一回優先株式	普通株式 第一回優先株式		
1株当たり配当額	円				普通株式 第一回優先株式	普通株式 第一回優先株式
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.27	7.00	11.41	7.40	6.73
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,891 [1,843]	3,480 [1,835]	2,950 [1,633]	3,639 [1,865]	3,116 [1,723]

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社奈良銀行、りそな信託銀行株式会社は5行の完全親会社である株式会社りそなホールディングスとともに、りそなグループを構成しております。

この中で当行グループは、当行、連結子会社3社及び関連会社(持分法適用会社)3社で構成され、銀行業務を中心に信用保証業務、リース業務等の金融サービスを提供しております。

当行グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

[銀行業務]

当行の本店ほか140ヵ店等においては、預金業務、貸出金業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、当行グループの中核事業と位置づけております。

[その他業務]

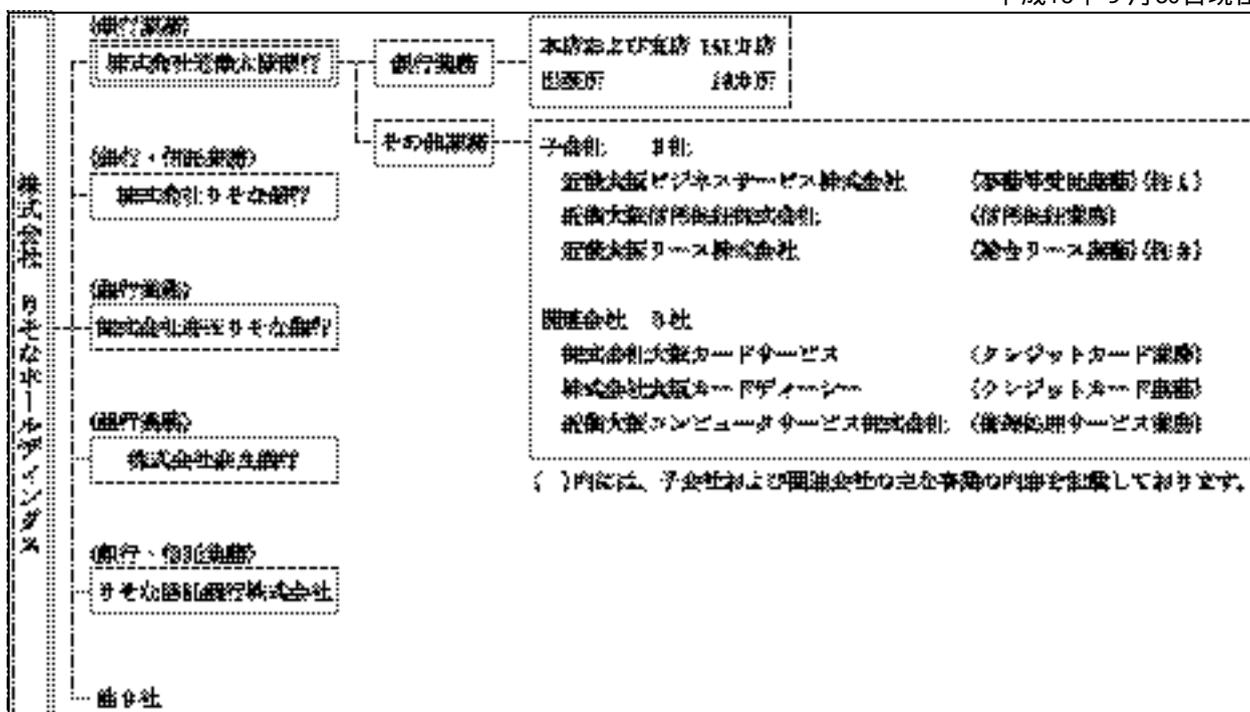
子会社の近畿大阪ビジネスサービス株式会社では事務等受託業務、近畿大阪信用保証株式会社では信用保証業務、近畿大阪リース株式会社では総合リース業務を行っております。

このほか、株式会社大阪カードサービス・株式会社大阪カードディーシーの2社においてクレジットカード業務、近畿大阪コンピュータサービス株式会社では情報処理サービス業務を行っております。

なお、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社でありました株式会社近畿大阪中小企業研究所は、解散により当中間連結会計期間より持分法適用対象から除外しております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

平成15年9月30日現在



- (注) 1 近畿大阪ビジネスサービス株式会社は、平成15年12月1日にりそなグループ内のあさひ銀キャリアサービス株式会社他2社と合併し、解散いたしました。
 2 近畿大阪リース株式会社については、当行グループが保有する株式に関し買収先と基本合意書を締結しており今年度中に売却する予定です。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

(持分法適用関連会社)

- ・株式会社近畿大阪中小企業研究所(平成15年4月1日付で解散。)

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成15年9月30日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	2,950 [1,633]	223 [34]	3,173 [1,667]

- (注) 1 従業員数は、出向者を除いた就業人員数(ただし連結会社間の出向者を含む)であり、臨時従業員1,597人を含んでおりません。
- 2 銀行業の従業員数には、専任執行役員7人を含んでおります。
- 3 臨時従業員数は、[] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成15年9月30日現在

従業員数(人)	2,950 [1,633]
---------	--------------------

- (注) 1 従業員数は、出向者351人を除いた就業人員数であり、嘱託及び臨時従業員(派遣社員を含む)1,573人を含んでおりません。
- 2 嘱託及び臨時従業員(派遣社員を含む)は、[] 内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- 3 当行の従業員組合は、近畿大阪銀行従業員組合と称し、組合員数は2,437人(出向者を除く)であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

(金融経済環境)

当中間連結会計期間のわが国経済情勢を振り返りますと、全体としては、個人消費が依然としてやや弱い動きで推移したことから、景気の本格回復に向けた動きには至りませんでした。デジタル家電や自動車などの輸出関連企業を中心に生産が増え、設備投資が持ち直しの傾向となるなど、期後半にかけて穏やかな景気回復への基盤が徐々に整ってまいりました。

当行グループの主な営業地盤である大阪地域におきましても、雇用・所得環境には依然厳しさがあるものの、個人消費は幾分上向いており、企業部門では生産面や設備投資面において改善の動きが見られ、全体として持ち直しの動きがより明確になってまいりました。

金融面では、日銀が金融政策決定会合での金融市場調節方針等に沿って、一層潤沢な資金供給を行った結果、短期金融市場の指標金利は低位安定し、株価については先行きのわが国経済に対する見方が改善しつつあることや金融システムの安定化などにより、日経平均株価が1万円台を回復いたしました。

(経営方針)

りそなグループの一員として、サービス業の原点に立ち戻り、経営の軸として「顧客重視」の姿勢をあらためて徹底することで銀行業から「金融サービス業」への進化を目指し、お客さまのよきパートナーとなるよう努めます。また、「企業価値の極大化」に向けて、経営のあらゆる面での改革を加速し、更なる合理化を進めるとともに、質の高い金融サービスの提供を通じて、将来にわたって安定的に収益を確保し得る経営体質の確立を目指します。

これらの方針に沿って、地域密着のリテールバンキングを展開し、地元の中小企業ならびに個人の皆さまの豊かな生活づくりと地元経済の発展に多面的に貢献し、地域金融機関としての基本的使命を果たしてまいります。

(業績)

預金は、前連結会計年度末比1,349億円減少し、当中間連結会計期間末残高は3兆6,297億円となりました。貸出金は、引き続き地元の個人、中小企業の皆さまへの円滑な資金供給に努める一方、資産の健全化の観点から、継続実施しております部分直接償却の他、バルクセール等による不良債権のオフバランス化を一層進めましたことなどから、前連結会計年度末比3,313億円減少し、当中間連結会計期間末残高は2兆6,526億円となりました。有価証券は前連結会計年度末比1,346億円減少し、当中間連結会計期間末残高は6,459億円となりました。

損益につきましては、銀行単体において、本業での収益状況を示す実勢業務純益(一般貸倒引当金繰入額を除いた業務純益)は前年同期比83億52百万円増加し226億18百万円となりました。

しかしながら、りそなグループの方針に基づき、企業価値の極大化を目指すべく確固たる財務基盤を構築するための財務改革を実施し、「将来負担の削減」により「持続的な黒字経営への体質転換」を図っていく観点から、不良債権や関連会社・親密先の早期処理、繰延税金資産の保守的見積り等に加え、将来分を含めたりスクファクターを先取りして徹底的に排除・極小化することといたしました。

一部主要行で採用されているDCFの手法等により従来とは異なる抜本的な処理を行ったことや関連会社および整理・清算を前提とした親密先の償却・引当などから、一般貸倒引当金繰入額216億円を含む不良債権処理額は2,155億円となりました。また、高コスト体質の改善を図り筋肉質の経営体質へ転換するため、人員・店舗の削減に係る事業再構築引当金152億円および退職給付会計基準変更時差異の一括償却87億円等により246億円の特別損失を計上しました。

さらに、繰延税金資産につきましても684億円の取崩しを実施しました。

この結果、経常損益は前中間連結会計期間比1,867億円減益の2,061億円の損失計上となり、中間純損失は2,934億円と前中間連結会計期間比2,746億円の大幅な減益となりました。

また、今回の抜本的な処理に伴い、連結自己資本比率は10.96%、単体自己資本比率は11.41%となりました。

このため、平成15年10月10日に金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画(原則として資本の増強に係る措置を含む)の提出の求めとその実行の命令」が発動されました。同日、3,000億円の株主割当による新株発行増資の決議を行い、親会社であるりそなホールディングスより増資引受の了承を得たことから、本増資計画と経営改善計画を内容とする計画書を、即日、金融庁宛提出いたしました。これにより平成15年11月20日に新株式を発行し、増資後の連結自己資本比率は7%台半ばとなりました。

業種別の業績につきましては、当行グループの中心である銀行業務において、経常収益は前中間連結会計期間比154億円減少し617億円となり、一方、経常費用が1,650億円増加して2,617億円となりましたため、経常損失は前中間連結会計期間比1,804億円増加し2,000億円となりました。

また、その他業務において、当中間連結会計期間より近畿大阪リース株式会社の損益についても連結対象となったため、経常収益は前中間連結会計期間比164億円増加し185億円となり、一方、経常費用が226億円増加して247億円となりましたため、経常損失は前中間連結会計期間比62億円増加し61億円となりました。

「事業の状況」に記載の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

・キャッシュ・フロー

現金及び現金同等物の異動状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが903億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが1,498億円の収入となったことから、前連結会計年度末に比べ2,402億円増加の3,649億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金が1,349億円減少したものの、貸出金が2,045億円減少したこと等により前中間連結会計期間に比べ1,523億円増加の903億円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得により2,793億円の支出があったものの、売却・償還により4,257億円の収入となったことから前中間連結会計期間に比べ1,151億円増加の1,498億円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間は該当ありません。

(1) 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、国内業務部門が前中間連結会計期間比5,565百万円の減少、国際業務部門が同848百万円減少し、合計では、同6,413百万円減少の35,106百万円となりました。

また、役務取引等収支は、国内業務部門が前中間連結会計期間比1,498百万円の増加、国際業務部門が同12百万円増加し、合計では、同1,511百万円増加の5,227百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門が前中間連結会計期間比9,454百万円の増加、国際業務部門が同16百万円増加し、合計では、9,471百万円増加の12,048百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	39,381	2,138	41,520
	当中間連結会計期間	33,816	1,290	35,106
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	42,941	2,364	158 45,146
	当中間連結会計期間	37,804	1,478	133 39,149
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3,559	225	158 3,626
	当中間連結会計期間	3,987	188	133 4,043
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,505	209	3,715
	当中間連結会計期間	5,004	222	5,227
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	6,132	269	6,402
	当中間連結会計期間	7,899	275	8,175
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,626	59	2,686
	当中間連結会計期間	2,894	53	2,947
その他業務収支	前中間連結会計期間	2,339	237	2,577
	当中間連結会計期間	11,794	254	12,048
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,477	237	2,715
	当中間連結会計期間	12,122	254	12,376
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	138		138
	当中間連結会計期間	328		328

- (注) 1 国内業務部門は当行及び子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間 百万円)を控除して表示しております。
- 3 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

資金運用勘定平均残高は、有価証券の売却及び資産の健全化に向け抜本的な不良債権処理を行ったこと等により合計で前中間連結会計期間比485,118百万円減少の3,428,778百万円となりました。また、資金運用利回りは、前中間連結会計期間比0.03%低下し2.27%となりました。

一方、資金調達勘定平均残高は、国内業務部門の預金残高減少等により合計で前中間連結会計期間比207,204百万円減少の3,745,580百万円となりました。また、資金調達利回りは、前中間連結会計期間比0.03%上昇し0.21%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(153,121) 3,905,721	(158) 42,941	2.19
	当中間連結会計期間	(119,089) 3,421,653	(133) 37,804	2.20
うち貸出金	前中間連結会計期間	3,000,935	38,182	2.53
	当中間連結会計期間	2,852,180	35,156	2.45
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	976	1	0.30
	当中間連結会計期間	805	1	0.28
うち有価証券	前中間連結会計期間	690,182	4,134	1.19
	当中間連結会計期間	433,582	2,409	1.10
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	1,994	0	0.00
	当中間連結会計期間	13,114	0	0.01
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	824	0	0.00
	当中間連結会計期間	909	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,944,177	3,559	0.18
	当中間連結会計期間	3,737,916	3,987	0.21
うち預金	前中間連結会計期間	3,718,381	2,572	0.13
	当中間連結会計期間	3,616,514	2,615	0.14
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	17,038	0	0.01
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	28,613	0	0.00
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	102,796	7	0.01
	当中間連結会計期間	9,220	0	0.00
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	75,762	886	2.33
	当中間連結会計期間	112,118	1,372	2.44

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、子会社については一部、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
- 2 国内業務部門は当行及び子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
- 3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間58,738百万円、当中間連結会計期間261,320百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間961百万円、当中間連結会計期間 百万円)及び利息(前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間 百万円)をそれぞれ控除しております。
- 4 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	161,297	2,364	2.92
	当中間連結会計期間	126,214	1,478	2.33
うち貸出金	前中間連結会計期間	1,611	23	2.86
	当中間連結会計期間	899	11	2.63
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	150,461	2,171	2.87
	当中間連結会計期間	117,015	1,330	2.26
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	283	2	1.70
	当中間連結会計期間	167	0	1.15
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(153,121) 161,728	(158) 225	0.27
	当中間連結会計期間	(119,089) 126,752	(133) 188	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	3,785	13	0.68
	当中間連結会計期間	6,234	12	0.41
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	4,712	45	1.93
	当中間連結会計期間	1,314	8	1.28
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1 国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等を含んでおります。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間8百万円、当中間連結会計期間13百万円)を控除して表示しております。

3 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

4 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	3,913,897	45,146	2.30
	当中間連結会計期間	3,428,778	39,149	2.27
うち貸出金	前中間連結会計期間	3,002,547	38,205	2.53
	当中間連結会計期間	2,853,079	35,168	2.45
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	976	1	0.30
	当中間連結会計期間	805	1	0.28
うち有価証券	前中間連結会計期間	840,643	6,305	1.49
	当中間連結会計期間	550,598	3,739	1.35
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	2,277	2	0.21
	当中間連結会計期間	13,282	1	0.02
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	824	0	0.00
	当中間連結会計期間	909	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,952,784	3,626	0.18
	当中間連結会計期間	3,745,580	4,043	0.21
うち預金	前中間連結会計期間	3,722,166	2,585	0.13
	当中間連結会計期間	3,622,749	2,628	0.14
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	17,038	0	0.01
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	33,325	46	0.27
	当中間連結会計期間	1,314	8	1.28
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	102,796	7	0.01
	当中間連結会計期間	9,220	0	0.00
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	75,762	886	2.33
	当中間連結会計期間	112,118	1,372	2.44

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、子会社については一部、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
- 2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間58,746百万円、当中間連結会計期間261,333百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間961百万円、当中間連結会計期間 百万円)及び利息(前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間 百万円)をそれぞれ控除して表示しております。
- 3 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、投資信託取扱手数料の増加等により、合計で前中間連結会計期間比1,772百万円の増加し8,175百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、合計で前中間連結会計期間比261百万円増加し、2,947百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	6,132	269	6,402
	当中間連結会計期間	7,899	275	8,175
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	944		944
	当中間連結会計期間	847		847
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,547	260	2,808
	当中間連結会計期間	2,441	266	2,707
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	86		86
	当中間連結会計期間	79		79
うち代理業務	前中間連結会計期間	733		733
	当中間連結会計期間	850		850
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	338		338
	当中間連結会計期間	412		412
うち保証業務	前中間連結会計期間	758	8	767
	当中間連結会計期間	1,746	8	1,755
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,626	59	2,686
	当中間連結会計期間	2,894	53	2,947
うち為替業務	前中間連結会計期間	474	58	533
	当中間連結会計期間	457	49	507

(4) 国内・国際業務部門別特定取引の状況

該当ありません。

(5) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	3,729,775	3,801	3,733,576
	当中間連結会計期間	3,623,617	6,082	3,629,700
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,292,387		1,292,387
	当中間連結会計期間	1,343,110		1,343,110
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2,390,349		2,390,349
	当中間連結会計期間	2,217,112		2,217,112
うちその他	前中間連結会計期間	47,038	3,801	50,839
	当中間連結会計期間	63,394	6,082	69,476
譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,000		1,000
	当中間連結会計期間			
総合計	前中間連結会計期間	3,730,775	3,801	3,734,576
	当中間連結会計期間	3,623,617	6,082	3,629,700

(注) 1 国内業務部門は当行の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(6) 貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成14年9月30日		平成15年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,967,098	100.00		
製造業	388,758	13.10		
農業	861	0.03		
林業	294	0.01		
漁業	693	0.02		
鉱業	2,267	0.08		
建設業	178,985	6.03		
電気・ガス・熱供給・水道業	338	0.01		
運輸・通信業	44,060	1.48		
卸売・小売業、飲食店	405,666	13.67		
金融・保険業	82,358	2.78		
不動産業	437,474	14.74		
サービス業	299,536	10.10		
地方公共団体	14,794	0.50		
その他	1,111,014	37.45		
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)			2,652,455	100.00
製造業			343,569	12.95
農業			692	0.03
林業			192	0.01
漁業			623	0.02
鉱業			1,593	0.06
建設業			152,602	5.75
電気・ガス・熱供給・水道業			244	0.01
情報通信業			11,719	0.44
運輸業			38,411	1.45
卸売・小売業			312,144	11.77
金融・保険業			82,943	3.13
不動産業			325,423	12.27
各種サービス業			255,404	9.63
地方公共団体			16,209	0.61
その他			1,110,687	41.87
特別国際金融取引勘定分	244	100.00	188	100.00
政府等 金融機関 その他	244	100.00	188	100.00
合計	2,967,342		2,652,643	

(注) 1 国内とは、当行及び連結子会社であります。

2 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」に係る各業種別の貸出金残高および構成比は、前中間連結会計期間末は改訂前の日本標準産業分類の区分にもとづき、当中間連結会計期間末は改訂後の日本標準産業分類の区分にもとづき記載しております。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成14年9月30日	該当ありません	
平成15年9月30日	該当ありません	

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(7) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	305,546		305,546
	当中間連結会計期間	214,227		214,227
地方債	前中間連結会計期間	20,572		20,572
	当中間連結会計期間	22,889		22,889
短期社債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
社債	前中間連結会計期間	303,694		303,694
	当中間連結会計期間	245,843		245,843
株式	前中間連結会計期間	63,752		63,752
	当中間連結会計期間	51,406		51,406
その他の証券	前中間連結会計期間	264	135,073	135,338
	当中間連結会計期間	284	111,329	111,614
合計	前中間連結会計期間	693,829	135,073	828,903
	当中間連結会計期間	534,651	111,329	645,981

(注) 1 国内業務部門は当行及び子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	46,505	50,712	4,207
経費(除く臨時処理分)	32,239	28,094	4,144
人件費	15,346	12,150	3,196
物件費	15,262	14,317	945
税金	1,630	1,627	3
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	14,265	22,618	8,352
一般貸倒引当金繰入額	25,835	22,498	3,337
業務純益	11,570	119	11,690
うち債券関係損益	2,335	11,941	9,605
臨時損益	17,640	218,667	201,027
株式関係損益	2,267	11,313	9,045
不良債権処理損失	36,028	198,149	162,120
貸出金償却	14,155	105,418	91,262
個別貸倒引当金繰入額	21,519	82,961	61,441
債権売却損失引当金繰入額	329	759	430
特定海外債権引当勘定繰入額	36		36
特定債務者支援引当金繰入額		7,604	7,604
その他の債権売却損等	60	1,406	1,345
その他臨時損益	20,655	9,204	29,860
経常損失	29,211	218,547	189,336
特別損益	684	18,732	19,417
うち動産不動産処分損益	716	619	97
税引前中間純損失	28,526	237,280	208,754
法人税、住民税及び事業税	52	35	16
法人税等調整額		67,763	67,763
中間純損失	28,578	305,079	276,501

- (注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.19	2.22	0.03
(イ)貸出金利回	2.54	2.48	0.06
(ロ)有価証券利回	1.19	1.13	0.06
(2) 資金調達原価	1.77	1.66	0.11
(イ)預金等利回	0.13	0.14	0.01
(ロ)外部負債利回	1.69	2.37	0.68
(3) 総資金利鞘	-	0.56	0.14

(注) 1 「国内業務部門」は円建諸取引であります。

2 「外部負債」= コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	67.88		
業務純益ベース	55.05		
中間純利益ベース	135.99		

(注) 当中間会計期間については、株主資本がマイナスの為記載しておりません。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	3,740,693	3,637,242	103,450
預金(平残)	3,725,842	3,631,398	94,444
貸出金(未残)	2,955,968	2,670,843	285,125
貸出金(平残)	2,991,242	2,843,153	148,088

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,984,988	2,889,237	95,751
法人	755,704	748,005	7,698
合計	3,740,693	3,637,242	103,450

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,040,632	1,058,936	18,303
うち住宅ローン残高	828,920	839,168	10,247
うちその他ローン残高	211,711	219,768	8,056

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	2,731,560	2,498,694	232,866
総貸出金残高	百万円	2,955,724	2,670,654	285,069
中小企業等貸出金比率	/ %	92.41	93.56	1.15
中小企業等貸出先件数	件	225,714	211,433	14,281
総貸出先件数	件	226,013	211,710	14,303
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.86	99.86	

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	973	4,720	957	4,119
保証	6,140	73,173	4,571	52,447
計	7,113	77,894	5,528	56,567

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成14年9月30日	平成15年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	111,539	73,105
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本剰余金	12,246	9,917
	利益剰余金	22,216	301,763
	連結子会社の少数株主持分	60	0
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	その他有価証券の評価差損()	4,829	
	自己株式払込金		
	自己株式()		
	為替換算調整勘定		
	営業権相当額()	108	78
	連結調整勘定相当額()		
計 (A)	96,690	218,819	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)			
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
	一般貸倒引当金	35,515	66,761
	負債性資本調達手段等	66,000	59,000
	うち永久劣後債務(注2)	40,000	30,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	26,000	29,000
	計	101,515	125,761
うち自己資本への算入額 (B)	81,345		
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	92
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	177,986	218,911
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,410,777	1,962,921
	オフ・バランス取引項目	44,554	33,518
	計 (E)	2,455,331	1,996,440
連結自己資本比率(国内基準) = (D) / (E) × 100(%)		7.24	10.96

(注) 1 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成14年 9月30日	平成15年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	111,539	73,105
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本準備金	12,246	9,917
	その他資本剰余金		
	利益準備金		
	任意積立金		
	中間未処分利益	28,578	305,079
	その他		
	その他有価証券の評価差損()	4,823	
	自己株式払込金		
	自己株式()		
	営業権相当額()	108	60
	計 (A)	90,275	222,117
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		
	一般貸倒引当金	43,323	66,829
	負債性資本調達手段等	66,000	59,000
	うち永久劣後債務(注2)	40,000	30,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	26,000	29,000
	計	109,323	125,829
うち自己資本への算入額 (B)	81,314		
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	50
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	171,538	222,168
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,410,234	1,916,407
	オフ・バランス取引項目	40,032	29,500
	計 (E)	2,450,266	1,945,907
単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (E) × 100(%)		7.00	11.41

(注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の有価証券中の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成14年9月30日	平成15年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	82,060	126,533
危険債権	131,020	150,676
要管理債権	238,344	102,456
正常債権	2,654,480	2,364,072

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

金融機関を取り巻く環境は、景気回復の兆しは窺えるものの、依然として厳しい状況にあり、ペイオフ完全解禁等により、今後一層厳しさを増していくものと予想されます。

こうしたなか、当行は、「株式会社りそなホールディングス」の方針のもと、企業価値の極大化を目指すべく確固たる財務基盤を構築するための財務改革を実施し、「将来負担の削減」により「持続的な黒字経営への体質転換」を図っていく観点から、不良債権や関連会社・親密先の早期処理、繰延税金資産の保守的見積り等に加え、将来分を含めたリスクファクターを先取りして徹底的に排除・極小化することといたしました。これにより、当中間期決算は大幅な損失計上となったことから、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受け、3,000億円の株主割当による新株発行増資を含む経営改善計画を金融庁宛提出いたしました。

今後、当行はこの経営改善計画の完全達成に向け、次の課題に取り組んでまいります。

多面的な収益力強化

中小企業・個人向け貸出を増強しつつ、リスクに見合った適正なプライシングによる貸出金利鞘の改善に努めるとともに、投資信託等の役務取引等利益の増強を図るなど、多面的な収益強化に取り組んでまいります。

ローコストオペレーションの徹底

効率的な営業体制を指向するとともに、人員削減、年収水準の削減、店舗統廃合を中心とするリストラ計画を更に前倒しで進め、ローコストで効率的な営業体制の構築を進めます。

リスク管理の強化

経営の健全性維持・向上の観点から、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、引続き、その高度化に努めます。特に信用リスクについては、大口先に対する与信の集中、担保に過度に依存した与信判断、取引先の実態把握・分析不十分等の要因により、不良債権問題で大きく傷ついたことの反省を踏まえ、管理体制の高度化を進めます。

中小企業金融の再生に向けた取組み強化

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の主旨を踏まえ、地域金融機関の基本的な使命である地元中小企業等への円滑な資金供給はもちろん、企業の成長段階に応じた経営ニーズに最適なサポートを行えるよう、創業・新事業支援機能、コンサルティング・ビジネスマッチング機能、企業再生機能、新しい企業金融の強化に積極的に取り組んでまいります。

責任ある経営体制の確立

取締役会を頂点として、職制規定・組織規定・本店決裁権限規定等の行内規定を厳格に運用し、適切な権限委譲のもと、迅速な意思決定を行う体制としております。更に、取締役会、経営会議の活性化と環境変化への責任ある対応を確保するため役員(取締役・執行役員)の任期を1年としております。

また、金融機関としての公共性の高さ、社会的責任の重さを十分認識し、透明性の高い経営を行うことで、社会からの信頼を得ていくことが必要であるとの認識のもと、引続き、コンプライアンスを重視した企業風土の醸成にも努めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業

以下の営業店舗・店舗外現金自動設備を廃止し、社宅等遊休不動産を売却いたしました。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	鶴橋東支店	大阪市東成区	営業店舗			2	6	8	16
	生野南支店	大阪市生野区	営業店舗			4	7	12	16
	くずは支店	大阪府枚方市	営業店舗	359	75	39	3	118	6
	出戸駅前支店	大阪市平野区	営業店舗			16	9	25	11
	豊中北支店	大阪府豊中市	営業店舗	366	27	39	6	74	6
	庄内支店	大阪府豊中市	営業店舗			22	3	26	10
	鴻池支店	大阪府大東市	営業店舗			62	8	71	11
	国分支店	大阪府柏原市	営業店舗			15	8	24	10
	上野芝支店	大阪府堺市	営業店舗			11	11	22	11
	堂島支店	大阪市北区	営業店舗			5	10	15	16
	茨木駅前支店	大阪府茨木市	営業店舗			23	8	32	6
	三宮支店	神戸市中央区	営業店舗			24	6	31	17
	高田支店 高田サティ出張所	奈良県 大和高田市	店舗外現金 自動設備			2		2	
	針中野支店 駒川出張所	大阪市東住吉区	店舗外現金 自動設備			8	2	11	
	千林西支店千林くらしエール館出張所	大阪市旭区	店舗外現金 自動設備			2	1	3	
	三宮支店 三宮国際ビル出張所	神戸市中央区	店舗外現金 自動設備				1	1	
	緑橋支店 森之宮団地出張所	大阪市城東区	店舗外現金 自動設備			7	1	8	
	本店営業部クリスタルタワー出張所	大阪市中央区	店舗外現金 自動設備			1		1	
	交野支店ジャンボスクエア交野サティ出張所	大阪府交野市	店舗外現金 自動設備			2	1	3	
	金剛東支店ジャスコ藤沢台店出張所	大阪府富田林市	店舗外現金 自動設備			1		1	
	本町営業部中之島センタービル出張所	大阪市北区	店舗外現金 自動設備				5	5	
	社宅等7物件	大阪府茨木市他	遊休不動産	882	42	30		73	
	店舗等6物件	大阪府吹田市他	遊休不動産	2,678	752	144		897	

(注) 1 従業員数は、店舗の廃止時の人員であります。

2 帳簿価額は、異動時のものであります。

その他の事業

該当ありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した主要な設備の閉鎖、除却等の計画は、次のとおりであります。

銀行業

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	予定年月
当行	甲子園支店	兵庫県西宮市	営業店舗	203	(平成15年10月廃止済) 尼崎支店に統合
	守口南支店	大阪府守口市	営業店舗	166	(平成15年10月廃止済) 守口支店に統合
	泉大津支店	大阪府泉大津市	営業店舗	81	(平成15年10月廃止済) 助松支店に統合
	東三国支店	大阪市淀川区	営業店舗	159	平成16年1月(廃止) 西淡路支店に統合予定
	松原市役所前支店	大阪府松原市	営業店舗	645	平成16年1月(廃止) 松原支店に統合予定
	嶋野支店	大阪市城東区	営業店舗	13	平成16年1月(廃止) 城東支店に統合予定
	巽支店	大阪市生野区	営業店舗	26	平成16年2月(廃止) 生野支店に統合予定
	下松支店	大阪府岸和田市	営業店舗	25	平成16年2月(廃止) 岸和田支店に統合予定
	日本橋支店	大阪市中央区	営業店舗	14	平成16年2月(廃止) 難波支店に統合予定
	堺八田支店	大阪府堺市	営業店舗	10	平成16年3月(廃止) 深井支店に統合予定
	店舗等7物件	大阪府 豊中市他	遊休不動産	1,568	平成16年3月末までに売却予定

(注) 上記のほかに、本店ビル(大阪市)の売却を計画しております。

その他の事業

該当ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	3,200,000,000
優先株式	200,000,000
計	3,400,000,000

(注) 優先株式につき、消却又は普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずることとしたしております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月25日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	1,341,196,574	1,347,196,574		完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
第一回優先株式	120,000,000	120,000,000		(注) 2
計	1,461,196,574	1,467,196,574		

(注) 1 平成15年11月19日を払込期日とする株主割当増資により、平成15年11月20日付をもって普通株式6,000,000株を発行いたしました。

2 第一回優先株式(以下「本優先株式」という)の内容は次のとおりであります。平成15年6月24日開催の当行第3期定時株主総会において、優先配当金を支払う旨の議案が提出されなかったことから、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号附則第3条)の規定により、本優先株式は議決権を有しております。

(1) 優先配当金

優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の本優先株式の株主(以下「本優先株主」という)に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき6円80銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において本優先株主に対して支払う利益配当金の額が上記の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、上記の優先配当金を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき3円40銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。本優先株主に対しては、前記の500円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成14年1月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、平成14年1月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初転換価額の下限は125円(以下「下限転換価額」という)とする。

なお、上記45取引日の間に下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は準じて調整される。

転換価額の修正

転換価額は、平成15年1月1日から平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という)における当該転換価額修正日現在における時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)に0.75を乗じた値の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は準じて調整される。

転換価額の調整

転換価額(下限転換価額を含む)は、当行が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で行う普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、次の算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

上記算式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(4) 普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、平成27年4月1日(以下「一斉転換日」という)をもって、本優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。

この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)に0.75を乗じた値の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ただし、当該時価が下限転換価額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(5) 議決権条項

法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。また、本優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年4月1日 (注1)	396,691	1,461,196	9,917,298	121,456,466	9,917,298	22,163,599
平成15年6月24日 (注2)		1,461,196		121,456,466	12,246,301	9,917,298
平成15年9月3日 (注3)		1,461,196	48,351,155	73,105,310		9,917,298

- (注) 1 有償 株主割当(1:0.42)396,691千株 発行価格 50円 資本組入額 25円
2 資本準備金の減少は前期決算の欠損てん補によるものであります。
3 資本金の減少は資本の欠損てん補によるものであります。
4 平成15年11月19日を払込期日とする株主割当増資(1:0.0044736172)により、平成15年11月20日をもって発行済株式総数が6,000千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ150,000,000千円増加いたしました。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	1,341,196	100.00
計		1,341,196	100.00

第一回優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	120,000	100.00
計		120,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成15年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,341,196,000	1,341,196	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
	第一回優先株式 120,000,000	120,000	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の(注)2を参照してください。
単元未満株式	普通株式 574		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
発行済株式総数	1,461,196,574		
総株主の議決権		1,461,196	

【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

(1) 普通株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されていません。

(2) 第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されていません。

3 【役員 の 状 況】

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)		水 田 廣 行	昭和24年11月30日	昭和49年4月 平成14年3月 平成15年3月 平成15年5月 平成15年6月 平成15年10月 平成15年11月	株式会社協和銀行入行 株式会社あさひ銀行執行役員営業 推進本部担当(地域担当)兼大阪営 業部長 株式会社りそな銀行執行役員大阪 中央営業部長 同行副頭取 同行取締役兼代表執行役副頭取 取締役副社長 取締役社長(現職)	
取締役 (代表取締役)		喜 多 勉	昭和27年6月25日	昭和51年4月 平成4年3月 平成14年6月 平成15年6月 平成15年12月	株式会社近畿相互銀行入行 株式会社近畿銀行長居支店長 株式会社近畿大阪銀行融資部長 執行役員融資部長 取締役(現職)	
取締役 (代表取締役)		松 山 敏 明	昭和31年1月5日	昭和53年4月 平成9年6月 平成13年12月 平成15年6月 平成15年12月	株式会社大阪銀行入行 同行管理部副部長 株式会社近畿大阪銀行総合企画部 長 執行役員総合企画部長 取締役(現職)	
取締役		上 林 義 則	昭和30年10月15日	昭和53年4月 平成13年9月 平成15年6月 平成15年10月 平成15年10月 平成15年10月	株式会社大和銀行入行 同行総合企画部企画部次長 株式会社りそなホールディングス 企画部長 同社執行役企画部担当(現職) 株式会社りそな銀行執行役企画部 担当(現職) 取締役(現職)	

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役社長 (代表取締役)		原 邦 継	平成15年11月20日
取締役 (常務執行役員)		田 淵 義 文	平成15年12月1日
取締役 (常務執行役員)		藤 井 喜 男	平成15年12月1日
取締役 (常務執行役員)		小 阪 堅 三	平成15年12月1日
取締役		川 崎 博 司	平成15年9月30日

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成14年4月1日至平成14年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成15年4月1日至平成15年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成14年4月1日至平成14年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成15年4月1日至平成15年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成14年4月1日至平成14年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成15年4月1日至平成15年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成14年4月1日至平成14年9月30日)及び当中間会計期間(自平成15年4月1日至平成15年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(資産の部)

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
現金預け金		129,232	3.11	366,711	9.87	126,871	3.08
買入金銭債権		2,159	0.05	1,885	0.05	2,024	0.05
商品有価証券	7	970	0.02	738	0.02	871	0.02
有価証券	1,7	828,903	19.94	645,981	17.39	780,655	18.98
貸出金	2,3 4,5 6,8	2,967,342	71.38	2,652,643	71.41	2,983,964	72.55
外国為替	6	8,602	0.21	7,900	0.21	8,594	0.21
その他資産	7,9	80,680	1.94	92,322	2.49	95,903	2.33
動産不動産	7 10 11	60,971	1.47	59,480	1.60	60,351	1.47
繰延税金資産		78,315	1.89	6,413	0.17	76,136	1.85
支払承諾見返		85,681	2.06	63,553	1.71	71,783	1.75
貸倒引当金		85,910	2.07	182,888	4.92	94,028	2.29
資産の部合計		4,156,949	100.00	3,714,742	100.00	4,113,130	100.00

(負債、少数株主持分及び資本の部)

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
預金	7	3,733,576	89.81	3,629,700	97.71	3,764,693	91.53
譲渡性預金		1,000	0.02				
コールマネー及び売渡手形		16,097	0.39	723	0.02	1,923	0.05
債券貸借取引受入担保金	7	111,748	2.69	59,117	1.59	31,963	0.78
借入金	7 12	75,274	1.81	112,218	3.02	115,189	2.80
外国為替		130	0.00	181	0.00	147	0.00
その他負債	7	19,455	0.47	32,551	0.88	36,662	0.89
賞与引当金		1,214	0.03			1,083	0.02
退職給付引当金		10,296	0.25	13,072	0.35	9,034	0.22
債権売却損失引当金		5,673	0.14	5,047	0.14	5,759	0.14
事業再構築引当金				15,247	0.41		
繰延税金負債				17	0.00		
支払承諾		85,681	2.06	63,553	1.71	71,783	1.75
負債の部合計		4,060,149	97.67	3,931,432	105.83	4,038,241	98.18
少数株主持分		60	0.00	0	0.00	27	0.00
資本金		111,539	2.68	73,105	1.97	111,539	2.71
新株式払込金						19,834	0.48
資本剰余金		12,246	0.30	9,917	0.27	12,246	0.30
利益剰余金		22,216	0.53	301,763	8.13	68,915	1.67
その他有価証券評価差額金		4,829	0.12	2,050	0.06	156	0.00
資本の部合計		96,739	2.33	216,690	5.83	74,861	1.82
負債、少数株主持分及び 資本の部合計		4,156,949	100.00	3,714,742	100.00	4,113,130	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		77,901	100.00	78,225	100.00	133,658	100.00
資金運用収益		45,146		39,149		88,128	
(うち貸出金利息)		(38,205)		(35,168)		(74,969)	
(うち有価証券 利息配当金)		(6,307)		(3,741)		(11,807)	
役員取引等収益		6,402		8,175		12,572	
その他業務収益		2,715		12,376		8,553	
その他経常収益		23,638		18,524		24,404	
経常費用		97,335	124.95	284,387	363.55	196,773	147.22
資金調達費用		3,627		4,043		7,237	
(うち預金利息)		(2,585)		(2,628)		(5,275)	
役員取引等費用		2,686		2,947		5,582	
その他業務費用		138		328		435	
営業経費		32,534		28,246		68,160	
その他経常費用	1	58,349		248,821		115,357	
経常損失		19,433	24.95	206,162	263.55	63,114	47.22
特別利益	2	1,444	1.86	5,908	7.55	2,583	1.93
特別損失	3	753	0.97	24,632	31.49	1,525	1.14
税金等調整前中間 (当期)純損失		18,743	24.06	224,886	287.49	62,056	46.43
法人税、住民税及び 事業税		58	0.08	90	0.12	92	0.07
法人税等調整額		3	0.01	68,474	87.53	3,368	2.52
少数株主利益 (は少数株主損失)		5	0.01	6	0.01	15	0.01
中間(当期)純損失		18,804	24.14	293,444	375.13	65,503	49.01

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		33,770	12,246	33,770
資本剰余金増加高			9,917	
増資による新株の発行			9,917	
資本剰余金減少高		21,524	12,246	21,524
欠損てん補による 資本準備金取崩		21,524	12,246	21,524
資本剰余金中間期末(期末)残高		12,246	9,917	12,246
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		24,936	68,915	24,936
利益剰余金増加高		21,524	60,597	21,524
欠損てん補による 資本準備金取崩		21,524	12,246	21,524
減資による欠損てん補額			48,351	
利益剰余金減少高		18,804	293,445	65,503
中間(当期)純損失		18,804	293,444	65,503
持分法適用会社の異動による 利益剰余金減少高			1	
利益剰余金中間期末(期末)残高		22,216	301,763	68,915

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純損失		18,743	224,886	62,056
減価償却費		1,611	8,474	3,299
貸出金償却			105,418	
連結調整勘定償却額		54	262	256
持分法による投資損益()		5	3	5,820
貸倒引当金の増加額		38,603	107,921	58,585
債権売却損失引当金の増加額		329	759	415
事業再構築引当金の増加額			15,247	
賞与引当金の増加額		43	1,083	197
退職給付引当金の増加額		1,313	4,038	193
資金運用収益		45,146	39,149	88,128
資金調達費用		3,627	4,043	7,237
有価証券関係損益()		168	11,176	1,045
金銭の信託の運用損益()		7		7
為替差損益()		81	46	100
動産不動産処分損益()		716	619	1,371
貸出金の純増()減		125,841	204,507	46,469
預金の純増減()		76,125	134,993	33,557
譲渡性預金の純増減()				1,000
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()		84	2,970	168
預け金(日銀預け金を除く)の 純増()減		595	360	1,185
コールローン等の純増()減		140	139	275
コールマネー等の純増減()		6,632	1,200	20,807
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		104,383	27,153	184,168
外国為替(資産)の純増()減		815	686	822
外国為替(負債)の純増減()		0	33	16
資金運用による収入		39,892	35,178	77,710
資金調達による支出		3,986	4,398	7,354
その他		20,015	4,550	60,025
小計		61,721	90,479	135,091
法人税等の支払額		254	137	298
営業活動による キャッシュ・フロー		61,975	90,342	135,390

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		216,005	279,324	470,493
有価証券の売却による収入		204,702	303,380	463,143
有価証券の償還による収入		39,446	122,417	89,946
金銭の信託の減少による収入		1,007		1,007
投資活動としての資金運用 による収入		6,393	4,486	12,111
動産不動産の取得による支出		1,308	1,920	1,849
動産不動産の売却による収入		423	804	1,802
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の取得による支出	2			9,969
投資活動による キャッシュ・フロー		34,658	149,843	85,698
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入				10,000
劣後特約付借入金返済 による支出		3,000		13,000
株式の発行による収入				19,834
財務活動による キャッシュ・フロー		3,000		16,834
現金及び現金同等物に係る 換算差額		37	14	40
現金及び現金同等物の増加額		30,280	240,200	32,816
現金及び現金同等物の 期首残高		157,594	124,778	157,594
新規連結に伴う現金及び 現金同等物の増加額		0		
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	127,315	364,978	124,778

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>当行は、りそなグループとしての企業価値最大化を目指すべく、確固たる財務基盤を構築するための財務改革を実施したことにより、当中間連結会計期間末において債務超過となりました。この結果、国内基準に係る自己資本比率が健全性基準を下回り、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要が認められたため、平成15年10月10日金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けました。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当行は、当該状況を解消すべく、平成15年10月10日開催の取締役会で、株式会社りそなホールディングスに対する新株式の発行を決議し、平成15年11月20日に新株式を発行いたしました。また、平成15年10月10日金融庁に「経営の健全性の確保のための計画」を提出いたしました。これは、業績の回復に向けて、顧客重視を基軸とした経営の徹底による金融サービス業への進化及び企業価値の極大化に向けた経営改善への取り組み強化等を経営の基本とし、抜本的な収益改善のための方策を織り込んでおります。今後は、この計画を実行することにより、自己資本のより一層の充実を図る予定であります。</p> <p>中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。</p>	

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 3社 会社名 近畿大阪信用保証株式会社 近畿大阪ビジネスサービス株式会社 近畿大阪総合管理株式会社 なお、近畿大阪信用保証株式会社は、前連結会計年度までは持分法適用の関連会社でしたが、株式の追加取得により当中間連結会計期間から連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>(1) 連結子会社 3社 会社名 近畿大阪ビジネスサービス株式会社 近畿大阪信用保証株式会社 近畿大阪リース株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>(1) 連結子会社 3社 会社名 近畿大阪ビジネスサービス株式会社 近畿大阪信用保証株式会社 近畿大阪リース株式会社 なお、近畿大阪信用保証株式会社および近畿大阪リース株式会社は前連結会計年度までは持分法適用の関連会社でしたが、株式の追加取得により当連結会計年度から連結しております。 また、平成14年10月1日に近畿大阪総合管理株式会社は近畿大阪信用保証株式会社と合併し、解散いたしました。</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 5社 主要な会社名 近畿大阪リース株式会社 株式会社大阪カードサービス なお、近畿大阪信用保証株式会社は、連結子会社となったため、持分法適用の対象から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 0社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 3社 会社名 株式会社大阪カードサービス 株式会社大阪カードディーシー 近畿大阪コンピュータサービス株式会社 なお、株式会社近畿大阪中小企業研究所は、解散により持分法適用対象から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 0社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 株式会社大阪カードサービス 近畿大阪コンピュータサービス株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 0社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 3社</p>	<p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 3社</p>	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 3社</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の時価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 同左</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法 的に経営破綻の事実が発 生している債務者(以 下、「破綻先」という) に係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者 (以下、「実質破綻先」 という)の債権につい ては、下記直接減額後の帳 簿価額から、担保の処分 可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除 し、その残額を計上して おります。また、現在は 経営破綻の状況にない が、今後経営破綻に陥る 可能性が大きいと認めら れる債務者に係る債権に ついては、債権額から、 担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額 のうち、債務者の支払能 力を総合的に判断し必要 と認める額を計上して おります。上記以外の債 権については、過去の一 定期間における貸倒実績 から算出した貸倒実績率 等に基づき計上して おります。</p> <p>すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。</p> <p>なお、破綻先及び実質 破綻先に対する担保・保 証付債権等については、 債権額から担保の評価額 及び保証による回収が可 能と認められる額を控除 した残額を取立不能見込 額として債権額から直接 減額しており、その金額 は125,111百万円であり ます。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発 生している債務者(以下、 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者(以 下、「実質破綻先」とい う。)に係る債権につ いては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上してしております。また、 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者(以下、 「破綻懸念先」とい う。)に係る債権につ いては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額の中 に、債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と認 める額を計上して おります。</p> <p>なお、破綻懸念先及び 貸出条件緩和債権等を有 する債務者で与信額が一 定額以上の大口債務者の うち、債権の元本の回収 及び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることが できる債権については、 当該キャッシュ・フロー を貸出条件緩和実施前の 約定利率で割引いた金額 と債権の帳簿価額との差 額を貸倒引当金とする方 法(キャッシュ・フロー 見積法)により引き当て ております。</p> <p>上記以外の債権につ いては、過去の一定期間 における貸倒実績から算 出した貸倒実績率等に基づ き計上して おります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法 的に経営破綻の事実が発 生している債務者(以 下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれ と同等の状況にある債 務者(以下、「実質破綻 先」という。)の債権に ついては、下記直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上してしております。また、 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者(以下 「破綻懸念先」とい う。)に係る債権につ いては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額の中 に、債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と認 める額を計上して おります。</p> <p>なお、破綻懸念先及び 貸出条件緩和債権等を有 する債務者で与信額が一 定額以上の大口債務者の うち、債権の元本の回収 及び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることが できる債権については、 当該キャッシュ・フロー を貸出条件緩和実施前の 約定利率で割引いた金額 と債権の帳簿価額との差 額を貸倒引当金とする方 法(キャッシュ・フロー 見積法。以下「DCF 法」という。)により引 当てて おります。</p> <p>上記以外の債権につ いては、過去の一定期間 における貸倒実績から算 出した貸倒実績率等に基づ き計上して おります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は240,647百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は139,344百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度より、平成15年2月24日に公表された日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」等の趣旨を踏まえ、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権についてDCF法を適用したことに伴い、当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ、2,165百万円増加しております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>		<p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(19,905百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(19,905百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>会計基準変更時差異については、従来、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、その残額を一括償却いたしました。この費用処理に伴い、「退職給付引当金」は8,700百万円増加し、「税金等調整前中間純損失」は8,700百万円増加しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(19,905百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>当行は確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年 8月29日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。本処理に伴う当中間連結会計期間における損益に与えている影響額は特別利益として3,144百万円計上され、「税金等調整前中間純損失」が同額減少しております。</p> <p>また、当中間連結決算日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は22,332百万円であります。</p>	
	<p>(8) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>㈱共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(8) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
		<p>(9) 事業再構築引当金の計上基準</p> <p>事業再構築引当金は、資産・収益構造改革のための店舗統廃合及び希望退職制度の実施に伴い、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>	
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産及び負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産及び負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>(会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、ヘッジ会計を適用することとしております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(12) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しておりますが、当中間連結会計期間末におきましては該当取引はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方によった場合と比較して、「その他資産」は265百万円増加、「その他負債」は265百万円増加しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当連結会計年度からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」については、従前の方法により会計処理しております。</p> <p>また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			連結子会社の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(11)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11)リース取引の処理方法 同左	(11)リース取引の処理方法 同左
	(12)重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産については、個別ヘッジを利用しており、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(12)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してはりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理することとしております。なお、当中間連結会計期間末におきましては該当取引はありません。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過	(12)重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産については、個別ヘッジを利用しており、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用することとしております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末におきましては該当取引はありません。</p>	
	(13)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13)消費税等の会計処理 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13)消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
			<p>(14)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。</p> <p>これによる当連結会計年度の資産及び資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部及び連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
			1株当たり当期純利益に関する会計基準「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる当連結会計年度の1株当たりの当期純損失金額に与える影響はありません。
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(表示方法の変更)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 前中間連結会計期間において「その他負債」に含めて表示することとしていた「債券貸付取引担保金」は、当中間連結会計期間から、「債券貸借取引受入担保金」として区分掲記しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 前中間連結会計期間における「債券貸付取引担保金の純増減()」は、当中間連結会計期間から、「債券貸借取引受入担保金の純増減()」として記載しております。</p>	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの小計区分前の「その他」に含めて表示しておりました「貸出金償却」(前中間連結会計期間14,155百万円)については、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。</p>

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>当行は、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間連結会計期間の資産及び資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>1 有価証券には、関連会社の株式67百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は37,806百万円、延滞債権額は182,501百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は12,775百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は225,569百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は458,652百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式56百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は25,081百万円、延滞債権額は253,501百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,319百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は94,230百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は381,133百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式54百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は33,374百万円、延滞債権額は187,810百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は9,722百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は182,722百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は413,629百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は112,976百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">担保に供している資産</p> <p style="padding-left: 4em;">有価証券 112,267百万円</p> <p style="padding-left: 2em;">担保資産に対応する債務</p> <p style="padding-left: 4em;">預金 549百万円</p> <p style="padding-left: 4em;">債券貸借</p> <p style="padding-left: 4em;">取引受入 111,748百万円</p> <p style="padding-left: 4em;">担保金</p> <p style="padding-left: 2em;">上記のほか、日本銀行への担保、為替決済等の取引の担保として、有価証券95,598百万円及び商品有価証券280百万円を差し入れております。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、動産不動産のうち保証金権利金は17,709百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、163,561百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが163,455百万円あります。</p>	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は92,788百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">担保に供している資産</p> <p style="padding-left: 4em;">有価証券 58,592百万円</p> <p style="padding-left: 4em;">その他資産 18,298百万円</p> <p style="padding-left: 2em;">担保資産に対応する債務</p> <p style="padding-left: 4em;">預金 1,167百万円</p> <p style="padding-left: 4em;">債券貸借</p> <p style="padding-left: 4em;">取引受入 59,117百万円</p> <p style="padding-left: 4em;">担保金</p> <p style="padding-left: 4em;">借入金 19,000百万円</p> <p style="padding-left: 2em;">上記のほか、日本銀行への担保、為替決済等の取引の担保として、有価証券118,064百万円及び商品有価証券279百万円を差し入れております。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、動産不動産のうち保証金権利金は16,847百万円あります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、146,757百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが146,432百万円あります。</p>	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は119,327百万円あります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">担保に供している資産</p> <p style="padding-left: 4em;">有価証券 32,163百万円</p> <p style="padding-left: 4em;">その他資産 59,517百万円</p> <p style="padding-left: 2em;">担保資産に対応する債務</p> <p style="padding-left: 4em;">預金 1,160百万円</p> <p style="padding-left: 4em;">債券貸借</p> <p style="padding-left: 4em;">取引受入 31,963百万円</p> <p style="padding-left: 4em;">担保金</p> <p style="padding-left: 4em;">借入金 40,000百万円</p> <p style="padding-left: 4em;">その他負債 10,300百万円</p> <p style="padding-left: 2em;">上記のほか、日本銀行への担保、為替決済等の取引の担保として、有価証券95,659百万円及び商品有価証券279百万円を差し入れております。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、動産不動産のうち保証金権利金は17,159百万円あります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、143,775百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが143,767百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は253百万円、繰延ヘッジ利益はございません。</p> <p>10 動産不動産の減価償却累計額 29,716百万円</p> <p>11 動産不動産の圧縮記帳額 11,757百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金75,000百万円が含まれております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9</p> <p>10 動産不動産の減価償却累計額 31,705百万円</p> <p>11 動産不動産の圧縮記帳額 11,733百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金75,000百万円が含まれております。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は176百万円、繰延ヘッジ利益はございません。</p> <p>10 動産不動産の減価償却累計額 33,328百万円</p> <p>11 動産不動産の圧縮記帳額 11,752百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金75,000百万円が含まれております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額38,603百万円、貸出金償却14,155百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益には、償却債権取立益1,407百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失は、動産不動産処分損であります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額107,921百万円、貸出金償却105,418百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益には、厚生年金基金代行部分返上に伴う利益3,144百万円、償却債権取立益1,615百万円及び賞与引当金戻入益1,082百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失には、事業再構築引当金繰入額15,247百万円及び退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額8,700百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額58,585百万円、貸出金償却36,762百万円、株式等償却7,082百万円を含んでおります。</p> <p>2 特別利益には、償却債権取立益2,429百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別損失は、動産不動産処分損であります。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																		
<p>1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成14年9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>129,232百万円</td> </tr> <tr> <td>日銀預け金を除く預け金</td> <td>1,917百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>127,315百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	129,232百万円	日銀預け金を除く預け金	1,917百万円	現金及び現金同等物	127,315百万円	<p>1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成15年9月30日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>366,711百万円</td> </tr> <tr> <td>日銀預け金を除く預け金</td> <td>1,732百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>364,978百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	366,711百万円	日銀預け金を除く預け金	1,732百万円	現金及び現金同等物	364,978百万円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成15年3月31日現在</p> <table> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>126,871百万円</td> </tr> <tr> <td>日銀預け金を除く預け金</td> <td>2,093百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>124,778百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	126,871百万円	日銀預け金を除く預け金	2,093百万円	現金及び現金同等物	124,778百万円
現金預け金勘定	129,232百万円																			
日銀預け金を除く預け金	1,917百万円																			
現金及び現金同等物	127,315百万円																			
現金預け金勘定	366,711百万円																			
日銀預け金を除く預け金	1,732百万円																			
現金及び現金同等物	364,978百万円																			
現金預け金勘定	126,871百万円																			
日銀預け金を除く預け金	2,093百万円																			
現金及び現金同等物	124,778百万円																			

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																																												
		<p>2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の取得により新たに近畿大阪リース株式会社及び近畿大阪信用保証株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに各社株式の取得価額と各社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>流動資産</td><td>30,350百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>54,749百万円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td>60,547百万円</td></tr> <tr><td>固定負債</td><td>24,312百万円</td></tr> <tr><td>少数株主持分</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>連結調整勘定</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>240百万円</td></tr> <tr><td>既取得株式の持分法による評価額</td><td>5,759百万円</td></tr> <tr><td>近畿大阪リース(株)株式の取得価額</td><td>6,000百万円</td></tr> <tr><td>近畿大阪リース(株)現金及び現金同等物</td><td>29百万円</td></tr> <tr><td>差引：近畿大阪リース(株)取得のための支出</td><td>5,970百万円</td></tr> <tr><td>流動資産</td><td>6,985百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>5,214百万円</td></tr> <tr><td>流動負債</td><td>11,470百万円</td></tr> <tr><td>固定負債</td><td>6百万円</td></tr> <tr><td>少数株主持分</td><td>54百万円</td></tr> <tr><td>連結調整勘定</td><td>54百万円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>723百万円</td></tr> <tr><td>既取得株式の持分法による評価額</td><td>3,276百万円</td></tr> <tr><td>近畿大阪信用保証(株)株式の取得価額</td><td>4,000百万円</td></tr> <tr><td>近畿大阪信用保証(株)現金及び現金同等物</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>差引：近畿大阪信用保証(株)取得のための支出</td><td>3,999百万円</td></tr> </table>	流動資産	30,350百万円	固定資産	54,749百万円	流動負債	60,547百万円	固定負債	24,312百万円	少数株主持分	11百万円	連結調整勘定	11百万円	小計	240百万円	既取得株式の持分法による評価額	5,759百万円	近畿大阪リース(株)株式の取得価額	6,000百万円	近畿大阪リース(株)現金及び現金同等物	29百万円	差引：近畿大阪リース(株)取得のための支出	5,970百万円	流動資産	6,985百万円	固定資産	5,214百万円	流動負債	11,470百万円	固定負債	6百万円	少数株主持分	54百万円	連結調整勘定	54百万円	小計	723百万円	既取得株式の持分法による評価額	3,276百万円	近畿大阪信用保証(株)株式の取得価額	4,000百万円	近畿大阪信用保証(株)現金及び現金同等物	0百万円	差引：近畿大阪信用保証(株)取得のための支出	3,999百万円
流動資産	30,350百万円																																													
固定資産	54,749百万円																																													
流動負債	60,547百万円																																													
固定負債	24,312百万円																																													
少数株主持分	11百万円																																													
連結調整勘定	11百万円																																													
小計	240百万円																																													
既取得株式の持分法による評価額	5,759百万円																																													
近畿大阪リース(株)株式の取得価額	6,000百万円																																													
近畿大阪リース(株)現金及び現金同等物	29百万円																																													
差引：近畿大阪リース(株)取得のための支出	5,970百万円																																													
流動資産	6,985百万円																																													
固定資産	5,214百万円																																													
流動負債	11,470百万円																																													
固定負債	6百万円																																													
少数株主持分	54百万円																																													
連結調整勘定	54百万円																																													
小計	723百万円																																													
既取得株式の持分法による評価額	3,276百万円																																													
近畿大阪信用保証(株)株式の取得価額	4,000百万円																																													
近畿大阪信用保証(株)現金及び現金同等物	0百万円																																													
差引：近畿大阪信用保証(株)取得のための支出	3,999百万円																																													

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																																																																		
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>7,961</td> <td>62</td> <td>8,023</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,920</td> <td>34</td> <td>2,954</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>5,041</td> <td>28</td> <td>5,069</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>1,501百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,567百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,069百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当中間連結会計期間の支払リース料 780百万円 減価償却費相当額 780百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	7,961	62	8,023	減価償却累計額相当額	2,920	34	2,954	中間連結会計期間末残高相当額	5,041	28	5,069	1年内	1,501百万円	1年超	3,567百万円	合計	5,069百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>3,910</td> <td>40</td> <td>3,951</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,050</td> <td>21</td> <td>2,072</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>1,859</td> <td>19</td> <td>1,878</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>747百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,131百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,878百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当中間連結会計期間の支払リース料 376百万円 減価償却費相当額 376百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	3,910	40	3,951	減価償却累計額相当額	2,050	21	2,072	中間連結会計期間末残高相当額	1,859	19	1,878	1年内	747百万円	1年超	1,131百万円	合計	1,878百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>7,345</td> <td>28</td> <td>7,374</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>3,125</td> <td>12</td> <td>3,138</td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td>4,219</td> <td>16</td> <td>4,236</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>1,403百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,832百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,236百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当年度の支払リース料 1,405百万円 減価償却費相当額 1,405百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	7,345	28	7,374	減価償却累計額相当額	3,125	12	3,138	年度末残高相当額	4,219	16	4,236	1年内	1,403百万円	1年超	2,832百万円	合計	4,236百万円
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	7,961	62	8,023																																																																	
減価償却累計額相当額	2,920	34	2,954																																																																	
中間連結会計期間末残高相当額	5,041	28	5,069																																																																	
1年内	1,501百万円																																																																			
1年超	3,567百万円																																																																			
合計	5,069百万円																																																																			
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	3,910	40	3,951																																																																	
減価償却累計額相当額	2,050	21	2,072																																																																	
中間連結会計期間末残高相当額	1,859	19	1,878																																																																	
1年内	747百万円																																																																			
1年超	1,131百万円																																																																			
合計	1,878百万円																																																																			
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	7,345	28	7,374																																																																	
減価償却累計額相当額	3,125	12	3,138																																																																	
年度末残高相当額	4,219	16	4,236																																																																	
1年内	1,403百万円																																																																			
1年超	2,832百万円																																																																			
合計	4,236百万円																																																																			

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																																												
(貸主側)	<p>(貸主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 <table border="1" data-bbox="603 436 986 683"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>77,583</td> <td>74,730</td> <td>152,313</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>52,659</td> <td>52,920</td> <td>105,579</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高</td> <td>24,923</td> <td>21,810</td> <td>46,733</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1" data-bbox="651 772 986 873"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>13,485百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>31,464百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44,949百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 当中間連結会計期間の受取リース料 8,655百万円 減価償却費 7,579百万円 当中間連結会計期間の受取利息相当額 1,214百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	77,583	74,730	152,313	減価償却累計額	52,659	52,920	105,579	中間連結会計期間末残高	24,923	21,810	46,733	1年内	13,485百万円	1年超	31,464百万円	合計	44,949百万円	<p>(貸主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 <table border="1" data-bbox="1018 436 1401 672"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>79,777</td> <td>78,286</td> <td>158,063</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>54,328</td> <td>56,651</td> <td>110,979</td> </tr> <tr> <td>年度末残高</td> <td>25,448</td> <td>21,634</td> <td>47,083</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table border="1" data-bbox="1066 772 1401 873"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>13,803百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>31,390百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>45,194百万円</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	79,777	78,286	158,063	減価償却累計額	54,328	56,651	110,979	年度末残高	25,448	21,634	47,083	1年内	13,803百万円	1年超	31,390百万円	合計	45,194百万円
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																											
取得価額	77,583	74,730	152,313																																											
減価償却累計額	52,659	52,920	105,579																																											
中間連結会計期間末残高	24,923	21,810	46,733																																											
1年内	13,485百万円																																													
1年超	31,464百万円																																													
合計	44,949百万円																																													
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																											
取得価額	79,777	78,286	158,063																																											
減価償却累計額	54,328	56,651	110,979																																											
年度末残高	25,448	21,634	47,083																																											
1年内	13,803百万円																																													
1年超	31,390百万円																																													
合計	45,194百万円																																													

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)
該当ありません。

- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	61,000	58,686	2,313	4,958	7,272
債券	619,184	624,120	4,935	6,052	1,116
国債	301,579	305,546	3,966	3,966	0
地方債	19,798	20,572	773	774	1
社債	297,806	298,001	195	1,310	1,115
その他	142,184	134,724	7,459	563	8,023
合計	822,369	817,532	4,837	11,574	16,411

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式2,811百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、それ以外については中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は原則減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性及び信用リスク等を勘案し、減損処理しております。

- 3 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成14年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	5,692
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	4,998
非上場外国証券	613

当中間連結会計期間末

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)
該当ありません。

- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	40,525	45,285	4,759	6,843	2,084
債券	473,717	475,530	1,813	2,714	901
国債	213,335	214,057	721	994	273
地方債	22,491	22,889	398	525	126
社債	237,890	238,583	693	1,194	501
その他	114,215	111,057	3,158	631	3,789
合計	628,459	631,873	3,414	10,190	6,775

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したのものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式1,799百万円、転換社債195百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、それ以外については中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は原則減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性及び信用リスク等を勘案し、減損処理しております。

- 3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	7,064
その他有価証券	
非上場社債	195
非上場株式(店頭売買株式を除く)	6,064
非上場外国証券	556

前連結会計年度末

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

1 売買目的有価証券(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の 損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	871	15

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	170	171	1	1	

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	53,995	49,964	4,030	4,145	8,176
債券	595,551	609,663	14,112	14,182	70
国債	343,006	354,048	11,042	11,042	
地方債	21,198	22,451	1,252	1,253	1
社債	231,346	233,163	1,817	1,886	68
その他	116,783	106,957	9,826	343	10,169
合計	766,330	766,585	255	18,671	18,415

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したのものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式7,082百万円であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、株式については連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、それ以外については、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は原則減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性及び信用リスク等を勘案し、減損処理しております。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	463,355	8,771	366

5 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	6,633
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	6,609
非上場外国証券	601

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	159,174	146,113	310,978	200
国債	41,336	36,919	275,962	
地方債	2	1,918	20,530	
社債	117,835	107,275	14,485	200
その他	10,384	10,877		7,538
合計	169,558	156,990	310,978	7,739

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

前中間連結会計期間末(平成14年9月30日現在)、当中間連結会計期間末(平成15年9月30日現在)、前連結会計年度末(平成15年3月31日現在)とも、該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前中間連結会計期間末(平成14年9月30日現在)、当中間連結会計期間末(平成15年9月30日現在)、前連結会計年度末(平成15年3月31日現在)とも、該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成14年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,837
その他有価証券	4,837
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	4,837
()少数株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	7
その他有価証券評価差額金	4,829

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,414
その他有価証券	3,414
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	1,387
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	2,027
()少数株主持分相当額	7
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	15
その他有価証券評価差額金	2,050

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成15年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	255
その他有価証券	255
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	120
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	135
()少数株主持分相当額	7
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	14
その他有価証券評価差額金	156

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成14年9月30日現在)

ヘッジ会計を適用しているため、記載を省略しております。

(2) 通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他			

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3の取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、次のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	105	4	4

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物 通貨オプション	
店頭	為替予約 通貨オプション その他	10,569

(3) 株式関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ	12,598	74	68

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	15,353	141	141

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取扱っているデリバティブ取引の種類は、金利関連では金利スワップ取引等、通貨関連では通貨スワップ、為替予約取引等、また有価証券関連では債券・株価指数先物取引並びにオプション取引等であります。なお、連結子会社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 取引に対する取組方針

当行は、「市場リスク管理方針」に基づき

- ・デリバティブ取引については、バンキングポジションのリスクヘッジを主体に行う
 - ・トレーディング業務については、価格変動リスクがあることから、十分なリスクの管理の下、適正な取引規模の範囲で行う
- ことを主な方針として取組んでおります。

(3) 取引の利用目的

リスクヘッジを目的としてデリバティブを利用するに当たり、ヘッジ会計を利用しております。なお、ヘッジ対象・ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法については、「ヘッジ取引運営規定」、「ヘッジ取引実施基準」等に明文化し、それらに基づいて実施しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係るリスクは市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、リーガルリスク等、他の市場性取引と同じであると認識しております。その中で、当行としては市場リスクに重点を置きリスク管理を行っております。なお、自己資本比率規制(国際統一基準)に基づく、デリバティブ取引に係る与信相当額等については次のとおりであります。

種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)	
	契約額・想定元本額(百万円)	与信相当額(百万円)
金利関連取引	13,202	33
通貨関連取引	12,452	228
合計	25,655	261

(注) 1 自己資本規制比率(国際統一基準)対象となっていない、原契約期間が14日以内の通貨関連取引は上記記載から除いております。

2 与信相当額の算出に当たっては、カレント・エクスポージャー方式を採用しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引は所要資金に比べ収益への影響が大きいため、リスク管理を債券・株式等の現物資産と同等かそれ以上に慎重かつ厳格に行なう必要があります。当行では全行的かつ総合的なリスク管理の観点から、現物資産並びにデリバティブを含めた市場リスクの一体管理と、リスクの分散及びリスクとリターンの関係にも配慮した十分なリスク管理体制の構築を目指しております。

当行全体のリスク管理は経営管理部が担当し、資産・負債に係るポジションやリスクを把握し管理しております。取引の権限及び取引限度額等を定めた行内規定を取締役に制定し、市場リスクの限度枠の設定・管理から相互牽制機能確保するための組織権限、手続に至るまで、当事者の解釈により齟齬が生じることをないように明文化しております。

ヘッジ取引につきましては、ALM委員会においてヘッジ取組方針を策定し、経営会議の承認を得て資金証券部が実行する体制としております。

トレーディング目的の取引につきましては、市場リスク限度額、ポジション限度枠、損失限度額等を予め経営会議において定めて取組んでおります。

ポジションや評価損益の状況に対する日常的なモニターは、取引を行っている部門から独立した管理部門で行っております。

デリバティブ取引のマーケットリスクは、金利・通貨・債券等の取引のマーケットリスクと統合して管理し取締役に報告しております。また、運用成果及び運用手法につきましても、ALM委員会において報告及び検討を行うこととしております。

なお、連結子会社につきましてはデリバティブ取引の取扱いは行っておらず、事業内容等を含めた監査を定期的実施しております。

(6) 定量的情報の補足説明

デリバティブ取引に係る契約額又は想定元本は、取引決済のための計算上の金額であり、当該金額自体はリスクを表すものではありません。

また、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は含まれておりません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成15年3月31日現在)

ヘッジ会計を適用しているため、記載を省略しております。

(2) 通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他				
合計					

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3の取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	51	0	0

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物 売建 買建 通貨オプション 売建 買建	
店頭	為替予約 売建 買建 通貨オプション 売建 買建 その他 売建 買建	6,467 5,933

(3) 株式関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で事務等受託業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	61,314	16,911	78,225		78,225
(2) セグメント間の内部 経常収益	402	1,659	2,061	(2,061)	
計	61,716	18,570	80,287	(2,061)	78,225
経常費用	261,716	24,732	286,449	(2,061)	284,387
経常損失	200,000	6,162	206,162		206,162

(注) 1 その他の事業における経常収益が全セグメントの経常収益の合計額の10%以上となったため、当中間連結会計期間から事業の種類別セグメント情報を記載しております。

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

3 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業.....銀行業

(2) その他の事業.....リース業、信用保証業、事務等受託業

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で総合リース業務及び事務等受託業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が100%のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1 株当たり純資産額	38.89円	206.30円	5.26円
1 株当たり中間(当期)純損失	19.90円	218.79円	69.35円

(注) 1 前中間連結会計期間及び前連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、当該会計基準及び適用指針の適用前に採用していた方法により算定した、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の1株当たり情報については変更ありません。

2 1株当たり中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1株当たり 中間(当期)純損失				
中間(当期)純損失	百万円	18,804	293,444	65,503
普通株主に帰属 しない金額	百万円			
普通株式に係る 中間(当期)純損失	百万円	18,804	293,444	65,503
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	944,504	1,341,196	944,504
潜在株式の概要		第一回優先株式 (120,000千株) この詳細は、「第4 提出会社の状況 1株 式等の状況 (1)株式 の総数等 発行済株 式」の(注)に記載の とおり。	第一回優先株式 (120,000千株) この詳細は、「第4 提出会社の状況 1株 式等の状況 (1)株式 の総数等 発行済株 式」の(注)2に記載の とおり。	第一回優先株式 (120,000千株) この詳細は、「第4 提出会社の状況 1株 式等の状況 (1)株式 の総数等 発行済株 式」の(注)に記載の とおり。

3 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、当(前)中間連結会計期間及び前連結会計年度とも、純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>資本増加</p> <p>当行は、平成15年10月10日開催の取締役会において、平成15年11月19日を払込期日とする下記内容の株主割当による新株の発行を決議し、平成15年11月20日付で新株式を発行しました。この結果、当行の発行済株式総数は1,467,196千株(普通株式1,347,196千株、優先株式120,000千株)、資本金は223,105百万円、資本準備金は159,917百万円となりました。</p> <p>(1) 発行株式数 普通株式 6,000,000株</p> <p>(2) 割当方法 平成15年10月26日(日)最終の株主名簿に記載ある株主に対し、1株につき新株式0.0044736172株の割合をもって割当てる。ただし、割当の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(3) 発行価額 1株につき50,000円</p> <p>(4) 資本組入額 1株につき25,000円</p> <p>(5) 発行価額の総額 300,000,000,000円</p> <p>(6) 資本組入額の総額 150,000,000,000円</p> <p>(7) 払込期日 平成15年11月19日(水)</p> <p>(8) 配当起算日 平成15年4月1日(火)</p> <p>(9) 資金の用途 全額運転資金に充当する。</p>	<p>1 資本増加</p> <p>当行は、平成15年3月11日開催の取締役会において、平成15年3月31日を払込期日とする下記内容の株主割当による新株の発行を決議し、平成15年4月1日付で新株式を発行しました。この結果、当行の発行済株式総数は1,461,196千株(普通株式1,341,196千株、優先株式120,000千株)、資本金は121,456百万円、資本準備金は22,163百万円となりました。</p> <p>(1) 発行新株式数 普通株式 396,691,944株</p> <p>(2) 割当方法 平成15年3月27日(木)最終の株主名簿に記載ある株主に対し、1株につき新株式0.42株の割合をもって割当てる。ただし、割当の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(3) 発行価額 1株につき50円</p> <p>(4) 発行価額の総額 19,834,597,200円</p> <p>(5) 資本組入額 1株につき25円</p> <p>(6) 資本組入額の総額 9,917,298,600円</p> <p>(7) 払込期日 平成15年3月31日(月)</p> <p>(8) 配当起算日 平成15年4月1日(火)</p> <p>(9) 資金の用途 全額運転資金に充当する。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>2 株式会社りそなホールディングス及び株式会社りそな銀行に対する銀行法に基づく業務改善命令とその対応</p> <p>当行は、りそなグループに属しておりますが、株式会社りそなホールディングスは、平成15年3月末における第2基準に係る連結自己資本比率が4%を下回る状況となり、金融庁より銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令を受けました。</p> <p>また、同社の子会社である株式会社りそな銀行は、平成15年3月末における国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率が4%を下回る状況となり、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。</p> <p>当該状況を踏まえ、平成15年5月17日金融危機対応会議の議を経て、株式会社りそな銀行について預金保険法第102条第1項の第1号措置として資本増強の措置を講ずる必要がある旨の認定が行われました。</p> <p>これを受けて、当該状況を解消すべく、平成15年5月30日に株式会社りそな銀行は預金保険機構に資本増強の申込みを行い、また、平成15年6月2日に株式会社りそなホールディングス及び同行は金融庁に「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」を提出しました。</p> <p>この資本増強の申込みに関しまして、平成15年6月10日内閣総理大臣により預金保険法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定がなされました。この決定に基づき株式会社りそな銀行は預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行することを決議しました。なお、当該株式は、株式交換により、株式会社りそなホールディングスの普通株式及び議決権付優先株式に交換される予定であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>3 欠損填補のための資本の減少に関する取締役会決議</p> <p>当行は、平成15年6月10日開催の取締役会において、資本金を減少する議案を平成15年7月18日開催の株主総会に付議することを決議いたしました。これは、平成15年3月期決算にかかる損失処理において、法定準備金の取崩しによる欠損の填補を行った後も、多額の繰越損失を残すこととなったため、今後の財務基盤の安定性を確保するためには資本構成の改善が必要であると判断し、繰越損失を填補するためのものです。</p> <p>(1) 資本減少の内容</p> <p>減少すべき資本の額 資本の額 121,456,466,770円を48,351,155,776円減少し、73,105,310,994円といたします。</p> <p>資本減少の方法 発行済株式数を変更せず、資本の額のみを減少する方法によります。</p> <p>(2) 資本減少の日程</p> <p>臨時株主総会決議日 平成15年7月18日(予定) 債権者異議申述最終期日 平成15年9月2日(予定) 減資効力発生日 平成15年9月3日(予定)</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(資産の部)

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
現金預け金		129,213	3.12	366,204	10.00	126,053	3.10
買入金銭債権		2,159	0.05	1,885	0.05	2,024	0.05
商品有価証券	7	970	0.02	738	0.02	871	0.02
有価証券	1,7	833,231	20.12	645,876	17.65	790,925	19.47
貸出金	2,3 4,5 6,8	2,955,968	71.39	2,670,843	72.97	3,000,969	73.85
外国為替	6	8,602	0.21	7,900	0.22	8,594	0.21
その他資産		79,944	1.93	23,206	0.63	23,971	0.59
動産不動産	7 10 11	60,915	1.47	55,991	1.53	57,784	1.42
繰延税金資産		77,373	1.87	5,854	0.16	74,866	1.84
支払承諾見返		77,894	1.88	56,567	1.55	64,404	1.58
貸倒引当金		85,490	2.06	174,858	4.78	86,782	2.13
資産の部合計		4,140,783	100.00	3,660,210	100.00	4,063,684	100.00

(負債及び資本の部)

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
預金	7	3,740,693	90.34	3,637,242	99.37	3,778,701	92.99
譲渡性預金		1,000	0.02				
コールマネー		4,597	0.11	723	0.02	1,923	0.05
債券貸借取引受入担保金	7	111,748	2.70	59,117	1.61	31,963	0.79
売渡手形		11,500	0.28				
借入金	12	75,274	1.82	75,218	2.06	75,189	1.85
外国為替		130	0.00	181	0.00	147	0.00
その他負債		10,487	0.25	10,615	0.29	12,640	0.31
賞与引当金		1,143	0.03			1,001	0.02
退職給付引当金		10,256	0.25	12,774	0.35	8,751	0.22
債権売却損失引当金		5,673	0.14	5,047	0.14	5,759	0.14
特定債務者支援引当金				7,604	0.21		
事業再構築引当金				15,174	0.41		
支払承諾		77,894	1.88	56,567	1.55	64,404	1.58
負債の部合計		4,050,400	97.82	3,880,267	106.01	3,980,484	97.95
資本金		111,539	2.69	73,105	2.00	111,539	2.75
新株式払込金						19,834	0.49
資本剰余金		12,246	0.30	9,917	0.27	12,246	0.30
資本準備金		12,246		9,917		12,246	
利益剰余金		28,578	0.69	305,079	8.33	60,597	1.49
中間(当期)未処理損失		28,578		305,079		60,597	
その他有価証券評価差額金		4,823	0.12	2,000	0.05	177	0.00
資本の部合計		90,383	2.18	220,056	6.01	83,199	2.05
負債及び資本の部合計		4,140,783	100.00	3,660,210	100.00	4,063,684	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		77,157	100.00	61,716	100.00	132,157	100.00
資金運用収益		45,126		39,479		88,078	
(うち貸出金利息)		(38,186)		(35,380)		(74,919)	
(うち有価証券 利息配当金)		(6,307)		(3,860)		(11,806)	
役員取引等収益		5,697		6,464		11,126	
その他業務収益		2,715		12,376		8,553	
その他経常収益		23,618		3,395		24,398	
経常費用		106,368	137.86	280,264	454.12	191,342	144.78
資金調達費用		3,627		3,566		7,238	
(うち預金利息)		(2,586)		(2,629)		(5,276)	
役員取引等費用		3,270		3,713		7,214	
その他業務費用		138		328		435	
営業経費	1	32,385		28,147		67,891	
その他経常費用	2	66,947		244,508		108,562	
経常損失		29,211	37.86	218,547	354.12	59,185	44.78
特別利益		1,437	1.87	5,826	9.44	2,576	1.95
特別損失		753	0.98	24,559	39.79	1,519	1.15
税引前中間(当期)純損失		28,526	36.97	237,280	384.47	58,127	43.98
法人税、住民税及び 事業税		52	0.07	35	0.05	83	0.06
法人税等調整額				67,763	109.80	2,386	1.81
中間(当期)純損失		28,578	37.04	305,079	494.32	60,597	45.85
前期繰越損失				48,351	78.34		
減資による欠損てん補額				48,351	78.34		
中間(当期)未処理損失		28,578		305,079		60,597	

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>当行は、りそなグループとしての企業価値最大化を目指すべく、確固たる財務基盤を構築するための財務改革を実施したことにより、当中間会計期間末において債務超過となりました。この結果、国内基準に係る自己資本比率が健全性基準を下回り、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要が認められたため、平成15年10月10日金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けました。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当行は、当該状況を解消すべく、平成15年10月10日開催の取締役会で、株式会社りそなホールディングスに対する新株式の発行を決議し、平成15年11月20日に新株式を発行いたしました。また、平成15年10月10日金融庁に「経営の健全性の確保のための計画」を提出いたしました。これは、業績の回復に向けて、顧客重視を基軸とした経営の徹底による金融サービス業への進化及び企業価値の極大化に向けた経営改善への取り組み強化等を経営の基本とし、抜本的な収益改善のための方策を織り込んでおります。今後は、この計画を実行することにより、自己資本のより一層の充実を図る予定であります。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。</p>	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については期末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 同左 (2) ソフトウェア 同左	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年 (2) ソフトウェア 同左

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は125,111百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。以下、「DCF法」という。)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は220,961百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は118,390百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度より、平成15年2月24日に公表された日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」等の趣旨を踏まえ、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権についてDCF法を適用したことに伴い、当期純損失は、従来の方によった場合に比べ、2,165百万円増加しております。</p>
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。		(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(19,905百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(19,905百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>会計基準変更時差異については、従来、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、その残額を一括償却いたしました。この費用処理に伴い、「退職給付引当金」は8,700百万円増加、「税引前中間純損失」は8,700百万円増加しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(19,905百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>当行は確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年8月29日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。本処理に伴う当中間会計期間における損益に与えている影響額は特別利益として3,144百万円計上され、「税引前中間純損失」が同額減少しております。</p> <p>また、当中間決算日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は22,332百万円であります。</p>	
	(4) 債権売却損失引当金 (株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(4) 債権売却損失引当金 同左	(4) 債権売却損失引当金 同左
		(5) 特定債務者支援引当金 特定債務者支援引当金は、支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	
		(6) 事業再構築引当金 事業再構築引当金は、資産・収益構造改革のための店舗統廃合及び希望退職制度の実施に伴い、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。	

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用することとしております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「8 ヘッジ会計の方法」に記載しておりますが、当中間会計期間末におきましては該当取引はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は265百万円増加、「その他負債」は265百万円増加しております。</p>	<p>外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当事業年度から「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当事業年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。</p> <p>また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
			なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産については、個別ヘッジを利用しており、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理することとしております。なお、当中間会計期間末におきましては該当取引はありません。 (ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用してはありますが、当中間会計期間から	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産については、個別ヘッジを利用しており、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>は、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用することとしております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>なお、当中間会計期間末におきましては該当取引はありません。</p>	
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
10 その他(中間)財務諸表作成のための重要な事項			<p>(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準</p> <p>「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の資産及び資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
			(2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる当事業年度の1株当たりの当期純損失金額に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)
(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 前中間会計期間において「その他負債」に含めて表示することとしていた「債券貸付取引担保金」は、当中間会計期間から、「債券貸借取引受入担保金」として区分掲記しております。	

(追加情報)

<p>前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>
<p>(外貨建取引等会計基準) 従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当中間会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>		
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準) 当中間会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年 2月21日)を適用しております。これによる当中間会計期間の資産及び資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>1 子会社の株式総額 4,383百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は34,755百万円、延滞債権額は174,179百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は12,775百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は225,569百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 568百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は24,459百万円、延滞債権額は245,647百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,319百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は94,137百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 10,768百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は32,605百万円、延滞債権額は177,408百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は9,722百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は182,629百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)																																				
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は447,278百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は112,976百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>112,267百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>549百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引受入</td> <td>111,748百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、日本銀行への担保、為替決済等の取引の担保として、有価証券95,598百万円及び商品有価証券280百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は17,701百万円であります。</p>	有価証券	112,267百万円	担保資産に対応する債務		預金	549百万円	債券貸借		取引受入	111,748百万円	担保金		<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は372,563百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は92,788百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>58,592百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>1,167百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引受入</td> <td>59,117百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、日本銀行への担保、為替決済等の取引の担保として、有価証券118,064百万円及び商品有価証券279百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は16,736百万円であります。</p>	有価証券	58,592百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,167百万円	債券貸借		取引受入	59,117百万円	担保金		<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は402,364百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は119,327百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>有価証券</td> <td>32,163百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>1,160百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引受入</td> <td>31,963百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、日本銀行への担保、為替決済等の取引の担保として、有価証券95,659百万円及び商品有価証券279百万円を差し入れております。</p>	有価証券	32,163百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,160百万円	債券貸借		取引受入	31,963百万円	担保金	
有価証券	112,267百万円																																					
担保資産に対応する債務																																						
預金	549百万円																																					
債券貸借																																						
取引受入	111,748百万円																																					
担保金																																						
有価証券	58,592百万円																																					
担保資産に対応する債務																																						
預金	1,167百万円																																					
債券貸借																																						
取引受入	59,117百万円																																					
担保金																																						
有価証券	32,163百万円																																					
担保資産に対応する債務																																						
預金	1,160百万円																																					
債券貸借																																						
取引受入	31,963百万円																																					
担保金																																						

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)	当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、163,561百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが163,455百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は253百万円、繰延ヘッジ利益はございません。</p> <p>10 動産不動産の減価償却累計額 29,651百万円</p> <p>11 動産不動産の圧縮記帳額 11,757百万円 (当中間期圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金75,000百万円が含まれております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、149,967百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが149,642百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9</p> <p>10 動産不動産の減価償却累計額 28,200百万円</p> <p>11 動産不動産の圧縮記帳額 11,733百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金75,000百万円が含まれております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、144,775百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが144,767百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は176百万円、繰延ヘッジ利益はございません。</p> <p>10 動産不動産の減価償却累計額 29,845百万円</p> <p>11 動産不動産の圧縮記帳額 11,752百万円 (当期圧縮記帳額 百万円)</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金75,000百万円が含まれております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 842百万円 その他 767百万円 2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額47,318百万円、貸出金償却14,155百万円を含んでおります。	1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 774百万円 その他 530百万円 2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額105,459百万円、貸出金償却105,418百万円及び株式等償却12,494百万円を含んでおります。	1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 1,929百万円 その他 1,522百万円 2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額58,408百万円、貸出金償却36,360百万円、株式等償却7,079百万円を含んでおります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)																																																																		
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>7,952</td> <td>28</td> <td>7,981</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,912</td> <td>9</td> <td>2,922</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>5,039</td> <td>19</td> <td>5,058</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>1,494百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,563百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,058百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・当中間期の支払リース料 775百万円</p> <p>・減価償却費相当額 775百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	7,952	28	7,981	減価償却累計額相当額	2,912	9	2,922	中間期末残高相当額	5,039	19	5,058	1年内	1,494百万円	1年超	3,563百万円	合計	5,058百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>9,236</td> <td>28</td> <td>9,264</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>4,198</td> <td>15</td> <td>4,214</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>5,037</td> <td>13</td> <td>5,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>1,754百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,296百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,050百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・当中間会計期間の支払リース料 877百万円</p> <p>・減価償却費相当額 877百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	9,236	28	9,264	減価償却累計額相当額	4,198	15	4,214	中間会計期間末残高相当額	5,037	13	5,050	1年内	1,754百万円	1年超	3,296百万円	合計	5,050百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>8,026</td> <td>28</td> <td>8,055</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>3,582</td> <td>12</td> <td>3,594</td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td>4,444</td> <td>16</td> <td>4,460</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>1,490百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,970百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,460百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・当年度の支払リース料 1,530百万円</p> <p>・減価償却費相当額 1,530百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	8,026	28	8,055	減価償却累計額相当額	3,582	12	3,594	年度末残高相当額	4,444	16	4,460	1年内	1,490百万円	1年超	2,970百万円	合計	4,460百万円
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	7,952	28	7,981																																																																	
減価償却累計額相当額	2,912	9	2,922																																																																	
中間期末残高相当額	5,039	19	5,058																																																																	
1年内	1,494百万円																																																																			
1年超	3,563百万円																																																																			
合計	5,058百万円																																																																			
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	9,236	28	9,264																																																																	
減価償却累計額相当額	4,198	15	4,214																																																																	
中間会計期間末残高相当額	5,037	13	5,050																																																																	
1年内	1,754百万円																																																																			
1年超	3,296百万円																																																																			
合計	5,050百万円																																																																			
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																	
取得価額相当額	8,026	28	8,055																																																																	
減価償却累計額相当額	3,582	12	3,594																																																																	
年度末残高相当額	4,444	16	4,460																																																																	
1年内	1,490百万円																																																																			
1年超	2,970百万円																																																																			
合計	4,460百万円																																																																			

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成14年9月30日現在)、当中間会計期間末(平成15年9月30日現在)及び前事業年度末(平成15年3月31日現在)とも、該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	<p>資本増加</p> <p>当行は、平成15年10月10日開催の取締役会において、平成15年11月19日を払込期日とする株主割当による新株の発行を決議し、平成15年11月20日付で新株式を発行しました。この結果、当行の発行済株式総数は1,467,196千株(普通株式1,347,196千株、優先株式120,000千株)、資本金は223,105百万円、資本準備金は159,917百万円となりました。</p> <p>なお、新株式発行についての詳細は「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等の(重要な後発事象)」を参照してください。</p>	<p>1 資本増加</p> <p>当行は、平成15年3月11日開催の取締役会において、平成15年3月31日を払込期日とする株主割当による新株の発行を決議し、平成15年4月1日付で新株式を発行しました。この結果、当行の発行済株式総数は1,461,196千株(普通株式1,341,196千株、優先株式120,000千株)、資本金は121,456百万円、資本準備金は22,163百万円となりました。</p> <p>なお、新株式発行についての詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等の(重要な後発事象)」を参照してください。</p> <p>2 株式会社りそなホールディングス及び株式会社りそな銀行に対する銀行法に基づく業務改善命令とその対応</p> <p>当行は、りそなグループに属しておりますが、株式会社りそなホールディングスは、平成15年3月末における第2基準に係る連結自己資本比率が4%を下回る状況となり、金融庁より銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令を受けました。</p> <p>また、同社の子会社である株式会社りそな銀行は、平成15年3月末における国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率が4%を下回る状況となり、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。</p> <p>当該状況を踏まえ、平成15年5月17日金融危機対応会議の議を経て、株式会社りそな銀行について預金保険法第102条第1項の第1号措置として資本増強の措置を講ずる必要がある旨の認定が行われました。</p> <p>これを受けて、当該状況を解消すべく、平成15年5月30日に株式会社りそな銀行は預金保険機構に資本増強の申込みを行い、また、平成15年6月2日に株式会社りそなホールディングス及び同行は金融庁に「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」を提出しました。</p>

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		<p>この資本増強の申込みに関しまして、平成15年 6月10日内閣総理大臣により預金保険法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定がなされました。この決定に基づき株式会社りそな銀行は預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行することを決議しました。なお、当該株式は、株式交換により、株式会社りそなホールディングスの普通株式及び議決権付優先株式に交換される予定であります。</p> <p>3 欠損填補のための資本の減少に関する取締役会決議</p> <p>当行は、平成15年 6月10日開催の取締役会において、資本金を減少する議案を平成15年 7月18日開催の株主総会に付議することを決議いたしました。これは、平成15年 3月期決算にかかる損失処理において、法定準備金の取崩しによる欠損の填補を行った後も、多額の繰越損失を残すこととなったため、今後の財務基盤の安定性を確保するためには資本構成の改善が必要であると判断し、繰越損失を填補するためのものです。</p> <p>(1) 資本減少の内容</p> <p>減少すべき資本の額 資本の額121,456,466,770円を48,351,155,776円減少し、73,105,310,994円といたします。</p> <p>資本減少の方法 発行済株式数を変更せず、資本の額のみを減少する方法によります。</p> <p>(2) 資本減少の日程</p> <p>臨時株主総会決議日 平成15年 7月18日(予定) 債権者異議申述最終期日 平成15年 9月 2日(予定) 減資効力発生日 平成15年 9月 3日(予定)</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 臨時報告書
平成15年4月1日
近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (2) 半期報告書の訂正報告書
平成15年4月28日
近畿財務局長に提出。
自平成14年4月1日至平成14年9月30日(第3期中)の半期報告書に係る訂正報告書であります。
- (3) 臨時報告書
平成15年6月23日
近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債権の取立不能及び取立遅延のおそれ)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (4) 有価証券報告書 事業年度 自 平成14年4月1日 平成15年6月30日
及びその添付書類 (第3期) 至 平成15年3月31日 近畿財務局長に提出。
- (5) 臨時報告書
平成15年9月10日
近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状況及び経営成績に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (6) 臨時報告書
平成15年9月29日
近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債権の取立不能及び取立遅延のおそれ)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (7) 臨時報告書
平成15年10月1日
近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (8) 有価証券届出書 株主割当による新株式の発行 平成15年10月10日
及びその添付書類 近畿財務局長に提出。
- (9) 臨時報告書
平成15年11月20日
近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (10) 臨時報告書
平成15年12月1日
近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

中間監査報告書

平成14年12月18日

株式会社近畿大阪銀行

取締役頭取 高谷保宏 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	重松孝司	Ⓔ
関与社員	公認会計士	荒井憲一郎	Ⓔ
関与社員	公認会計士	小西幹男	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社近畿大阪銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社近畿大阪銀行及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当行(半期報告書提出会社)が提出した半期報告書に綴り込まれた前中間連結会計期間の中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

株式会社近畿大阪銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫	Ⓔ	
関与社員	公認会計士	荒	井	憲	一	郎	Ⓔ
関与社員	公認会計士	松	村	豊		Ⓔ	

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社近畿大阪銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社近畿大阪銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間末において債務超過となり、国内基準にかかる自己資本比率が健全性基準を下回り、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要が認められたため、平成15年10月10日金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けた結果、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。
 - (2) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は会計基準変更時差異については、従来、15年による按分額を費用処理することとし、中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削除により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなったため、その残額を一括償却することに変更した。
 - (3) 資本増加に関する事項が重要な後発事象として記載されている。
- 会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

中間監査報告書

平成14年12月18日

株式会社近畿大阪銀行

取締役頭取 高谷保宏 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	重松孝司	Ⓔ
関与社員	公認会計士	荒井憲一郎	Ⓔ
関与社員	公認会計士	小西幹男	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社近畿大阪銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社近畿大阪銀行の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当行(半期報告書提出会社)が提出した半期報告書に綴り込まれた前中間会計期間の中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

株式会社近畿大阪銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	鈴木茂夫	Ⓔ
関与社員	公認会計士	荒井憲一郎	Ⓔ
関与社員	公認会計士	松村豊	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社近畿大阪銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社近畿大阪銀行の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当中間期末において債務超過となり、国内基準にかかる自己資本比率が健全性基準を下回り、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要があるため、平成15年10月10日金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けた結果、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。
 - (2) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は会計基準変更時差異については、従来、15年による按分額を費用処理することとし、中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削除により大きく変化したため、当中間期末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなったため、その残額を一括償却することに変更した。
 - (3) 資本増加に関する事項が重要な後発事象として記載されている。
- 会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。